公益財団法人日本パラスポーツ協会 日本パラリンピック委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款(以下「定款」という。)第44条に基づき 設置した、日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)の運営に関する基本的事項を定める。

(会務)

第2条 JPC は、定款第48条に掲げる事業及びこれに関連する事業を行う。

(運営委員会の設置)

- 第3条 JPCは、前条の会務を円滑に遂行するために運営委員会を置く。
 - 2 運営委員会委員は、15名以上25名以内とする。
 - 3 運営委員会委員長及び副委員長は、JPC 委員長及び JPC 副委員長をもって充てる。

(運営委員会委員の任期)

- 第4条 運営委員会委員の任期は 2 年とし、再任は妨げないものとする。 ただし任期は原則として10年を超えないものとする。
 - 2 補欠のため就任した運営委員会委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会の開催)

第5条 運営委員会は JPC 委員長が招集する。

- 2 運営委員会の議長は、JPC 委員長がこれにあたる。
- 3 運営委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(運営委員会の決議)

- 第6条 次の事項は運営委員会の決議により行わなければならない。
 - ① 国際障がい者スポーツ組織への加盟・脱会に関すること。
 - ② JPC が国際総合競技大会へ派遣する代表選手団の決定に関すること。
 - ③ JPCの事業計画及び事業報告に関すること。
 - ④ JPCの運営に関すること。
 - ⑤ 定款第49条による競技団体の加盟に関すること。
 - ⑥ 前号により、JPCに加盟した競技団体及び関連スポーツ団体との連携融和を図ること。
 - ⑦ パラスポーツに功労のあった者の表彰に関すること。
 - ⑧ その他 JPC の目的達成に必要なこと。

(加盟及び脱会)

- 第 7 条 定款第49条により JPC に加盟しようとする競技団体は、別に定める「JPC 加盟競技団体要項」の要件を満たし、義務を遵守しなければならない。
 - 2 本条第1項に同意する競技団体は、指定の期日までに JPC 加盟競技団体要項に定める必要書類 を提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。
 - 3 脱会しようとする競技団体は、JPC 加盟競技団体要項に定める必要書類を提出し、JPC 委員長

- の承認を受けなければならない。
- 4 加盟競技団体が JPC 加盟競技団体要項に違反する行為を行った場合、JPC 運営委員会は JPC 加盟競技団体要項に基づき処分することができる。

(分担金)

- 第8条 加盟競技団体は、JPC加盟分担金を、毎年4月末日までに納入するものとする。
 - 2 加盟分担金は、年間10万円とする。
 - 3 既納の分担金はいかなる理由があっても返還しない。

(加盟競技団体会議)

- 第9条 定款第49条に定める加盟競技団体の代表者等により、加盟競技団体会議を構成する。
 - 2 加盟競技団体会議は、JPC 委員長が招集し、その議長になる。
 - 3 JPCの事業に関する重要な事項については、加盟競技団体会議の意見を聴するものとする。

(顧問及び参与)

- 第10条 JPCに、顧問及び参与を置くことができる。
 - 2 顧問及び参与は、運営委員会の推薦により、JPC 委員長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、重要な事項について JPC 会長又は JPC 委員長の諮問に応じる。

(専門部会)

- 第11条 JPCの業務を遂行するため必要があるときは、専門部会を設けることができる。
 - 2 専門部会の部員は、委員長が委嘱する。
 - 3 第1項の専門部会を設置する場合は、第3条に規定する運営委員会の承認を受けなければならない。

(その他)

第12 条 JPC と加盟競技団体との間に紛争があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の規則に基づく仲裁に委ねるものとする。

附則

- 1 この規程は平成 11 年 9 月 8 日から施行する。
 ただし、第8条分担金に関する規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の設立の登記の日(平成 23 年 12 月 1日)から施行する。
 - 3 この規程は、平成 26 年 6 月 11 日から施行し、平成 26 年 4 月1日から適用する。
 - 4 この規程は、平成30年12月1日から施行する。
 - 5 この規程は、令和2年4月16日から施行する。
 - 6 この規程は、令和3年6月9日から施行する。
 - 7 この規程は、令和3年10月28日から施行する。
 - 8 この規程は、令和3年11月24日から施行する。
 - 9 この規程は、令和 6 年 12 月10日から施行する。